

## 国民健康保険料減免制度の改定方針（案）について

### 【改定方針（案）】

1. 現行の減免制度のうち大阪府の統一基準に該当するものは、平成30年度から運用基準を合わせる。
2. 現行の減免制度のうち大阪府の統一基準に該当しないものは、次のとおりとする。
  - ① 「未成年養育世帯」「破産」「公的年金を主たる収入とする者」は、平成30年度に廃止する。
  - ② 「障害者」「寡婦（夫）」は、激変緩和を講じたうえで平成31年度に廃止する。

### 【改定方針（案）策定に至った経緯など】

平成30年度からの国保制度改革により、市町村は都道府県が示す統一的な運営方針としての国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされた。

大阪府国民健康保険運営方針（平成29年12月1日策定）では、保険料の減免制度についての府内統一基準が示され、最長6年間の激変緩和期間経過後には府内完全統一が求められることとなった。

また、同運営方針では府内統一保険料率の算定において、多子世帯への配慮や府内共通基準に係る減免に要する費用を考慮した対応がされる一方、激変緩和期間中に継続する市独自の減免制度に要する費用については別途財源を確保することが求められることとなった。

### 【現行減免制度と改定案の比較】

#### 《大阪府の統一基準に該当するもの》

現行	改定案	備考
<b>◎ 減免事由</b> ・ 対象となる保険料及び減免の割合 <b>○ 災害等</b> ・ 応能分及び応益分 被害の程度に応じて4区分 全壊等100% 納付義務者が重症80% 半壊等50% 床上浸水20%	<b>◎ 減免事由</b> ・ 対象となる保険料及び減免の割合 <b>○ 府内統一基準（一 災害）</b> ・ 応能分及び応益分 被害の程度に応じて3区分 全壊等100% 半壊等70% 火災による水損又は床上浸水50%	これらの減免制度に係る平成30年度の減免見込み額は約6,400万円である。  現行制度と府内統一基準との差異が些少であることから、平成30年度から運用基準を合わせることに よって、新制度での府内統一保険料率により賄われることとなり、減免実績額についても保険給付費等交付金にて補填されることとなる。
<b>○ 失業・休廃業、著しい収入減等</b> ・ 応能分のみ 所得段階・住民税課税標準額により減免額を決定	<b>○ 府内統一基準（二 収入減少）</b> ・ 応能分のみ 前年所得からの減少率に応じて、8区分 30%～100%	
<b>○ 在所中等</b> ・ 応能分及び応益分 100%	<b>○ 府内統一基準（三 拘禁）</b> ・ 応能分及び応益分 100%	
<b>○ 旧被扶養者</b> ・ 応能分及び応益分 所得割10割 均等割5割 平等割5割（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。）	<b>○ 府内統一基準（四 旧被扶養者）</b> ・ 応能分及び応益分 所得割10割 均等割5割 平等割5割（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。）	

#### 《大阪府の統一基準に該当しないもの》

現行	改定案	備考
<b>○ 未成年養育世帯</b> ・ 応能分のみ 10%	<b>○ 平成30年度に廃止</b> 標準保険料率の算定上、多子世帯に配慮した賦課割合の設定がされており、保険料の自然減少が見込まれるため。	これらの減免制度に係る平成28年度の減免実績額は約1,000万円であるが、平成30年度のA軽減廃止による障害者や寡婦への影響を踏まえると、左記の改定案によっても平成30年度の減免額は結果的に同程度が見込まれる。  そのため、平成30年度は約1,000万円の財源として標準保険料率への上乗せが必要。 所得割 +0.03% 均等割 +118円 平等割 +79円
<b>○ 破産</b> ・ 応能分のみ 100%	<b>○ 平成30年度に廃止</b> 平成28年度実績は1件7万5千円と少額であり、対象者については別途、滞納処分の執行停止や徴収猶予での対応が可能であるため。	
<b>○ 公的年金を主たる収入とするもの</b> ・ 応能分のみ 算定所得から24万円を控除 （前年に比べて年金所得が大幅に増加している場合に限る。）	<b>○ 平成30年度に廃止</b> 給与所得者が退職後、年金受給開始までに期日を要する場合の激変緩和として、1年度に限り適用する減免であり、対象者に継続性はないため。	
<b>○ 障害者 ○ 寡婦（夫）</b> ・ 応能分のみ 算定所得から26または30万円を控除 ⇒個人住民税の所得控除に準ずる (例)障害1・2級の場合は、30万円を控除…減免額4.9万円(H29介護分あり)	<b>○ 平成30年度は激変緩和として減免割合を現行の半分とし、平成31年度に廃止</b> 長年定着した減免であり、即時の廃止が難しいものの、制度改正の趣旨を踏まえると早い段階での廃止が必要であるため、激変緩和期間を1年間設けたうえで廃止とする。	

※応能分＝所得割、応益分＝均等割及び平等割